

事 務 連 絡
令和6年7月26日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和6年7月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和6年9月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 95 点
- ロ 小白歯・前歯 59 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11点

ロ 複雑なもの

29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

8点

b 複雑なもの

21点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

9点

b 複雑なもの

23点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4点

ロ 複雑なもの

11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

3点

b 複雑なもの

8点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

6点

b 複雑なもの

17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

1,650点

(2) 4分の3冠

2,062点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの

366点

b 複雑なもの

677点

ロ 5分の4冠

852点

ハ 全部金属冠

1,072点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの

249点

b 複雑なもの

495点

ロ 4分の3冠

612点

ハ 5分の4冠

612点

ニ 全部金属冠

767点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの	25 点
b 複雑なもの	44 点
ロ 5分の4冠	57 点
ハ 全部金属冠	70 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	16 点
b 複雑なもの	33 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	40 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	40 点
ニ 全部金属冠	51 点
M010-2 チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	612 点
(2) 小臼歯	612 点
(3) 大臼歯	852 点
2 銀合金	
(1) 前歯	40 点
(2) 小臼歯	40 点
(3) 大臼歯	57 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	366 点
ロ 小臼歯・前歯	249 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	25 点
ロ 小臼歯・前歯	16 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	956 点
2 銀合金を用いた場合	113 点
M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき

1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯

1,234点

ロ 小臼歯

929点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

56点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯

741点

ロ 小臼歯

929点

ハ 大臼歯

1,234点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

71点

ロ 小臼歯

71点

ハ 大臼歯

71点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,871点
ロ 犬歯・小白歯	1,522点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,522点
ロ 犬歯・小白歯	1,169点
ハ 前歯（切歯）	900点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	987点
ロ 犬歯・小白歯	772点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	677点
ロ 犬歯・小白歯	589点
ハ 前歯（切歯）	546点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	6点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	884点
(2) 二腕鉤（レストつき）	683点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	273点
(2) 犬歯・小白歯	294点
(3) 大白歯	339点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	30点
(2) 犬歯・小白歯	30点
(3) 大白歯	30点
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	
1 磁石構造体	777点
2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 677 点

ロ 小白歯・前歯 495 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 44 点

ロ 小白歯・前歯 33 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,582 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
 （令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>95 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>59 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,650 点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,062 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>366 点</u> b 複雑なもの <u>677 点</u> ロ 5分の4冠 <u>852 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>84 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>52 点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,479 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,848 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>332 点</u> b 複雑なもの <u>614 点</u> ロ 5分の4冠 <u>772 点</u>

ハ 全部金属冠	<u>1,072 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>972 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>249 点</u>	a 単純なもの	<u>226 点</u>
b 複雑なもの	<u>495 点</u>	b 複雑なもの	<u>449 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>612 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>555 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>612 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>555 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>767 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>696 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>25 点</u>	a 単純なもの	<u>23 点</u>
b 複雑なもの	<u>44 点</u>	b 複雑なもの	<u>40 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>57 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>51 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>70 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>63 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>16 点</u>	a 単純なもの	<u>14 点</u>
b 複雑なもの	<u>33 点</u>	b 複雑なもの	<u>30 点</u>
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>40 点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>36 点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>40 点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>36 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>51 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>46 点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>612 点</u>	(1) 前歯	<u>555 点</u>
(2) 小臼歯	<u>612 点</u>	(2) 小臼歯	<u>555 点</u>
(3) 大臼歯	<u>852 点</u>	(3) 大臼歯	<u>772 点</u>
2 銀合金		2 銀合金	

(1) 前歯	<u>40 点</u>	(1) 前歯	<u>36 点</u>
(2) 小臼歯	<u>40 点</u>	(2) 小臼歯	<u>36 点</u>
(3) 大臼歯	<u>57 点</u>	(3) 大臼歯	<u>51 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>366 点</u>	イ 大臼歯	<u>332 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>249 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>226 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>25 点</u>	イ 大臼歯	<u>23 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>16 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>14 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>956 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>866 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>113 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,234 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,118 点</u>
ロ 小臼歯	<u>929 点</u>	ロ 小臼歯	<u>842 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>56 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>51 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>741 点</u>	イ 前歯	<u>672 点</u>
ロ 小臼歯	<u>929 点</u>	ロ 小臼歯	<u>842 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,234 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,118 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	

イ 前歯	<u>71点</u>	イ 前歯	<u>65点</u>
ロ 小臼歯	<u>71点</u>	ロ 小臼歯	<u>65点</u>
ハ 大臼歯	<u>71点</u>	ハ 大臼歯	<u>65点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1個につき)		M020 鑄造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,871点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,649点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,522点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,341点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,522点</u>	イ 大臼歯	<u>1,341点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,169点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,030点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>900点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>793点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>987点</u>	イ 大・小臼歯	<u>894点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>772点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>699点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>677点</u>	イ 大臼歯	<u>614点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>589点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>534点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>546点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>495点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>884点</u>	(1) 双子鉤	<u>780点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>683点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>603点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1) 前歯	<u>273 点</u>	(1) 前歯	<u>248 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>294 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>267 点</u>
(3) 大臼歯	<u>339 点</u>	(3) 大臼歯	<u>307 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>677 点</u>	イ 大臼歯	<u>614 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>495 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>449 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>44 点</u>	イ 大臼歯	<u>40 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>33 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>30 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,582 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,434 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	